

○埼玉県情報公開条例第三十五条の規定による実施機関が作成等をする公文書の検索資料を定める告示

令和3年3月30日県・教委・選管・人事委員会・監査委員・労働委員会・収用委員会・内水面漁場管理委員会・公営企業・流域下水道事業告示1

目次

標題  
発令  
公布文  
本則

埼玉県情報公開条例第三十五条の規定による実施機関が作成等をする公文書の検索資料を定める告示